令和４年１月24日発行

事務局だより（第68号）

発行：一般社団法人金ケ崎町シルバー人材センター　事務局
〒029-4503　金ヶ崎町西根辻岡２８番地
ＴＥＬ（44）3219　ＦＡＸ（34）2029

発行日現在会員数
男性　８１名
女性　３７名
計　１１８名

年　頭　挨　拶

理事長　髙橋　文人

新年、おめでとうございます

会員の皆様におかれましては、穏やかな新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年は、新型コロナ感染症や大雪により、センター事業運営に少なからず影響を受けた年でございましたが、皆様のご理解とご協力により無事新年を迎えることができました。大変ありがとうございます。

本年も、依然として収束の見通せない新型コロナ感染症をはじめ、事業運営に影響を及ぼす予定外の事態が起こる事も考えられますが、センター設立目的を常に念頭におき、前向きに事業に取り組んでまいりたいと思いますので、引き続き会員の皆様のご理解、ご協力をお願いします。

会員の皆様にとってより良い一年でありますよう、又、ご健康に過ごされますようご祈念申し上げまして挨拶といたします。

２　０　周　年　記　念　行　事

以前から案内しておりましたが、センター設立２０周年を迎えたことから、令和４年２月４日に記念行事を開催する予定となっております。

当初は、記念式典と祝賀会の開催を予定しておりましたが、昨年末からオミクロン株の急速な拡大が続いており、飲食を伴う行事である<u>祝賀会は、中止する</u>こととなりました。

式典はご案内通りに開催致しますので、参加申し込みされた方はご出席よろしくお願いいたします。

尚、式典の際に配布される記念誌及び記念品について、式に出席できなかった方は、<u>２月７日（月）以降</u>、事務局にてお渡し致します。

～金ケ崎町シルバー人材センター 20周年記念行事～

＊記念式典＊

令和４年２月４日（金）
午前１０時３０分～午前１１時３０分
金ケ崎町中央生涯教育センター　大ホール

＊祝賀会＊

⇒中止

カ　レ　ン　ダ　ー　誤　植　印　刷

当センターの今年のカレンダーに誤植があったと製作を依頼した印刷会社から連絡がありました。

５月３日　（誤）建国記念日
　　→（正）憲法記念日

皆さん、お間違えの無いよう、お気を付けください。

配　分　金　支　払　証　明　書

令和３年中に就業された会員の皆様に、「配分金支払証明書」を同封いたしました。

配分金収入は「家内労働者等の所得計算の特例」が適用になり税法上雑所得に区分されます。一定額の特別控除が認められておりますが、高額の場合には課税対象となり所得税を納めるようになるため、確定申告が必要となりますので、証明書を添付してください。

尚、この証明書は、再発行致しませんので、無くさないよう保管願います。

住　民　税　申　告　・　相　談

金ケ崎町が毎年各地区生涯教育センター等で実施している申告相談が、今年は生きがい交流センターにて開催されます。

申告期間は令和４年２月１４日(月)～３月１５日(火)となっております。

期間中、生きがい交流センターは全館申告会場となりますが、シルバー人材センター事務局は、通常通りの業務をしておりますので、お間違え無いようお願いいたします。

来　年　度　の　就　業　に　向　け　て

今年度も残すところ２ヶ月となり、４月からは新しい年度が始まります。来年度分の作業依頼や、契約が始まる前に、皆さんの状況をお教えください。

事務局では、今年度同様にと予定を立て始めます。もし、来年度はもう少し働きたい、もう少し休みたい、他の仕事をしたい等ご希望がありましたら、２月中にご連絡をお願い致します。

なお、今までの契約内容等の見直しにより、就業が変わる可能性がある方もいます。個別にご連絡致しますので、対応方よろしくお願いします。

消費税法改正によるインボイス制度について

現在、会員の皆さんにお支払いしている配分金は、請負契約に基づいて働いた対価として支払わるお金で、所得税法上は雑所得として扱われます。そして、配分金には、内税として消費税が入っています。シルバー会員は、いわゆる個人事業主として仕事をしますので、消費税納税義務者になりますが、年間の配分金総額が 1000 万円に満たないため、納税義務は免除されています。配分金は、消費税を含めて支払われているので、免税事業者としての利益を享受していることになります。

来年 2023（令和５）年１０月１日から、適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度が導入され、消費税の取扱いが変わります。

インボイス制度が導入されると、配分金が消費税の仕入税控除の対象とならないため、センターは会員への配分金に含まれる消費税相当額を新たなコストとして負担し、納税する義務が生じます。このコストをどう負担するのかが課題となるわけですが、公益的法人であるセンターは、このコストを負担する財源がないことから、会員の皆さんに支払う配分金の１割（消費税相当額）を引き下げることで費用を捻出することが現実的な対応となります。しかし、会員の皆さんが得ている収入に対し形式的に一律に消費税を課すというのは、地域社会に貢献している会員のやる気・生きがいを削ぐことになります。

このため、国に、センターが簡便な方法により仕入控除ができるよう求める請願書を、町議会を通じて提出するなど、全国の仲間とともに活動を強めてまいります。今後の動向につきましては、随時会員の皆さんにお知らせします。

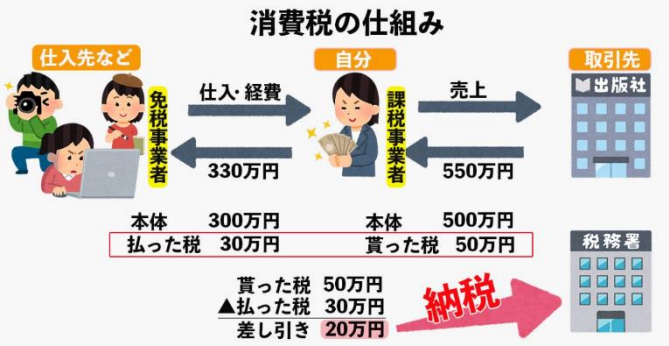

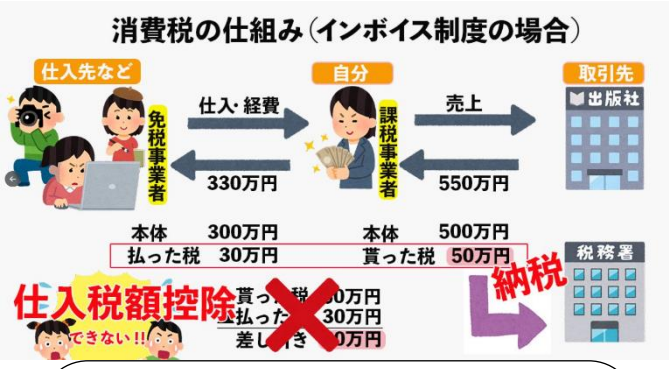

１月分の就業報告書の提出期限は
<u>２月7日(月)</u>です。
早めの提出、お願い致します。
１月分の配分金振り込み日は
<u>２月 24 日(木)</u>です。